

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律実施要領の一部改正  
新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

○企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律実施要領（平成23年8月2日付け総情地第74号、財理第3442号、厚生労働省発医政0802第2号、23農振第1235号、平成23・07・21地第3号、国総計第8号、国土建整第14号）

改正後	現 行
<p>冒頭部分（略）</p> <p>第1 基本計画の作成</p> <p>法第5条第1項に基づく基本計画の作成に当たっては、同計画の項目に応じて以下の点に留意すること。</p> <p>1. 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標</p> <p>基本方針第1号を踏まえ、以下の項目について具体的に記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 具体的な成果目標</p> <p>集積区域における集積業種全体の付加価値額について、現状の数値及び目標達成後の数値並びに同付加価値額の伸び率を記載すること。</p> <p>また、付加価値額の目標設定に当たっては、現状と比べおおむね5パーセント以上増加するような目標を設定することが適当である。</p> <p>なお、付加価値額は原則として、集積区域における集積業種全体の人件費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課＋<u>営業純益</u>、若しくは売上高－仕入高－外注費という計算式で算出するものとし、可能な限り実態の把握に努めるものとする。また、付加価値額について推計を行う場合は、「工業統計表」などの統計資料を活用し合理的な数値を算出すること。</p>	<p>冒頭部分（略）</p> <p>第1 基本計画の作成</p> <p>法第5条第1項に基づく基本計画の作成に当たっては、同計画の項目に応じて以下の点に留意すること。</p> <p>1. 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標</p> <p>基本方針第1号を踏まえ、以下の項目について具体的に記載すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 具体的な成果目標</p> <p>集積区域における集積業種全体の付加価値額について、現状の数値及び目標達成後の数値並びに同付加価値額の伸び率を記載すること。</p> <p>また、付加価値額の目標設定に当たっては、現状と比べおおむね5パーセント以上増加するような目標を設定することが適当である。</p> <p>なお、付加価値額は原則として、集積区域における集積業種全体の人件費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課＋<u>営業純益</u>という計算式で算出するものとし、可能な限り実態の把握に努めるものとする。また、付加価値額について推計を行う場合は、「工業統計表」などの統計資料を活用し合理的な数値を算出すること。</p>

<p>(3) (略)</p> <p>2. ～4. (略)</p> <p>5. 集積業種として指定する業種（以下「指定集積業種」という。）  基本方針第3号を踏まえ、以下の項目について具体的に記載すること。</p> <p>(1) 業種名  (業種名又は産業名)の欄については、特定の業種に加えその主要関連業種までを集積対象に含め「〇〇製造業及びその関連業種」と記載することや、また地域資源に着目し「〇〇利用産業」と記載することも可。  (日本標準産業分類上の業種名)の欄については、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件(平成19年総務省告示第618号)に定める日本標準産業分類(以下「産業分類」という。)に掲げる中分類又は小分類により、分類符号と業種名を記載すること。ただし、産業分類に位置付けられない業種を指定集積業種としようとする場合にあっては、これを要しない。  また、事業活動に応じ関連業種まで集積対象に含める必要がある場合も可能な限り産業分類により定めること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6. ～10. (略)</p> <p>11. その他基本計画作成に当たり留意すべき事項  基本計画の作成に当たっては、上記1～10の他、下記事項についても留意すること。</p>	<p>(3) (略)</p> <p>2. ～4. (略)</p> <p>5. 集積業種として指定する業種（以下「指定集積業種」という。）  基本方針第3号を踏まえ、以下の項目について具体的に記載すること。</p> <p>(1) 業種名  (業種名又は産業名)の欄については、特定の業種に加えその主要関連業種までを集積対象に含め「〇〇製造業及びその関連業種」と記載することや、また地域資源に着目し「〇〇利用産業」と記載することも可。  (日本標準産業分類上の業種)の欄については、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件(平成19年総務省告示第618号)に定める日本標準産業分類(以下「産業分類」という。)に掲げる中分類又は小分類により、分類符号と業種名を記載すること。ただし、産業分類に位置付けられない業種を指定集積業種としようとする場合にあっては、これを要しない。  また、事業活動に応じ関連業種まで集積対象に含める必要がある場合も可能な限り産業分類により定めること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6. ～10. (略)</p> <p>11. その他基本計画作成に当たり留意すべき事項  基本計画の作成に当たっては、上記1～10の他、下記事項についても留意すること。</p>
--	---

<p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標並びに指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標については、年1回定期的に集積区域における集積業種全体の実態の把握に努めること。</u></p> <p><u>また、実態把握を行う頻度や時期、測定方法(含む推計方法)、測定や推計の根拠となる統計・調査の概要等についてあらかじめ設定しておくこと。</u></p> <p>⑤ <u>基本方針第1号を踏まえ、基本計画の計画期間終了後に、同様の取組を継続して実施する必要があると見込まれる場合には、新たな基本計画として作成すること。</u></p> <p><u>なお、当該基本計画の作成に当たっては、それまでに作成していた基本計画の実施状況や取組の評価を行い、当該評価を踏まえた上で、必要に応じて所要の見直しを行うこと。</u></p> <p><u>ただし、新たに基本計画を作成することができない合理的な理由が認められる場合には、法第6条第1項に基づく変更の手続を経て計画期間の延長を行うこと。</u></p>	<p>①～③ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第2 基本計画の同意基準</p> <p>基本計画の同意に当たっては以下の事項を基準とする。</p> <p>1. 基本方針に適合するものであること。</p> <p>(1) 基本方針第1号で定める、産業集積の形成等の目標について、具体的かつ定量的な成果目標が設定されていること。</p> <p>成果目標のうち、必須的記載事項における指定集積業種に関する「付加価値額」、「企業立地件数又は新規事業件数」及び、「製造品出荷額又は売上高の増加額」、並びに「新規雇用創出件数」については、可</p>	<p>第2 基本計画の同意基準</p> <p>基本計画の同意に当たっては以下の事項を基準とする。</p> <p>1. 基本方針に適合するものであること。</p> <p>(1) 基本方針第1号で定める、産業集積の形成等の目標について、具体的かつ定量的な成果目標が設定されていること。</p> <p>成果目標のうち、必須的記載事項における指定集積業種に関する「付加価値額」、「企業立地件数又は新規事業件数」及び、「製造品出荷額若しくは売上高」、並びに「新規雇用創出数」については、可能な限</p>

能な限り地域の実態を把握した上で、実現可能性の高い適切な目標を設定すること。

なお、推計を行う場合は、計画作成時の直近の年の公的統計等を利用した合理的な数値となっていること。

また、任意的記載事項にその他の指標を用いる場合は、実態に基づくものか、計画作成時の直近の年の公的統計等を活用した合理的な推計数値となっており、かつ、当該指標の目標としての適切性等が認められること。

(2) (略)

(3) 基本方針第1号で定める、計画期間終了

後、さらに継続して事業を実施する必要があると見込まれる場合であって、同様の取組を継続するものとして新たに基本計画を作成する場合は、それまでに作成していた基本計画の成果目標の達成状況や実施事業等の評価を行い、当該評価の結果を踏まえ、必要に応じて所要の見直しを行っていること。

(4) 基本方針第2号で定める「企業立地及び

事業高度化を重点的に促進すべき区域」は、産業集積の状況、インフラでの相互の連携状況等からみて一体であることが相当と認められる地域であること。

国土形成計画や農業振興地域整備計画、都市計画等の各種土地利用に関する計画や方針との整合性が確保されているとともに、都市機能の無秩序な拡散を招かないよう十分に配慮された地域であり、かつ自然環境保全上重要な地域への配慮もなされた地域であること。

また、計画における全市町村ごとの役割・機能を明確にするとともに、都道府県

り地域の実態を把握した上で、実現可能性の高い適切な目標を設定すること。なお、推計を行う場合は、計画作成時の直近の年の公的統計等を利用した合理的な数値となっていること。

また、任意的記載事項にその他の指標を用いる場合は、実態に基づくものか、計画作成時の直近の年の公的統計等を活用した合理的な推計数値となっており、かつ、当該指標の目標としての適切性等が認められること。

(2) (略)

(新設)

(3) 基本方針第2号で定める「企業立地及び

事業高度化を重点的に促進すべき区域」は、産業集積の状況、インフラでの相互の連携状況等からみて一体であることが相当と認められる地域であること。

国土形成計画や農業振興地域整備計画、都市計画等の各種土地利用に関する計画や方針との整合性が確保されているとともに、都市機能の無秩序な拡散を招かないよう十分に配慮された地域であり、かつ自然環境保全上重要な地域への配慮もなされた地域であること。

また、計画における全市町村毎の役割・機能を明確にするとともに、都道府県全体

全体及び全市町村を対象に集積区域を設定する場合は、そのことの合理性が認められること。

なお、集積区域間の連携であって、都道府県の行政区域の外縁を越えて集積区域を設定する場合は、自然的経済的社会的一体性を確保し、また実効性の高い連携とするため、地理的連続性を有する都道府県内の集積区域との連携であること。

(5) (略)

2. ～4. (略)

### 第3 基本計画変更の同意基準

基本計画の変更の同意に当たっては以下の事項を基準とする。

#### 1. 同意基準の準用

法第6条第1項に基づく基本計画の変更の同意基準は、「第2 基本計画の同意基準」を準用するものとする。

なお、基本方針第1号で定める、計画期間終了後、さらに継続して事業を実施する必要があると見込まれる場合であって、法第6条第1項に基づく変更の手続を経て計画期間の延長を行う場合には、新たに基本計画を作成することができない理由について合理性が認められること。

2. (略)

第4 (略)

### 第5 企業立地計画の承認基準

企業立地計画の承認に当たっては以下の事項を基準とする。

及び全市町村を対象に集積区域を設定する場合は、そのことの合理性が認められること。

なお、集積区域間の連携であって、都道府県の行政区域の外縁を越えて集積区域を設定する場合は、自然的経済的社会的一体性を確保し、また実効性の高い連携とするため、地理的連続性を有する都道府県内の集積区域との連携であること。

(4) (略)

2. ～4. (略)

### 第3 基本計画変更の同意基準

基本計画の変更の同意に当たっては以下の事項を基準とする。

#### 1. 同意基準の準用

法第6条第1項に基づく基本計画の変更の同意基準は、「第2 基本計画の同意基準」を準用するものとする。

2. (略)

第4 (略)

### 第5 企業立地計画の承認基準

企業立地計画の承認に当たっては以下の事項を基準とする。

<p>1. 法第14条第3項の規定に基づく承認基準 (1) (略)</p> <p>(2) 企業立地計画の設備投資計画は、導入するそれぞれの設備の内容が企業立地を行おうとする事業にとって不十分なものではなく、かつ、適正な価格となっている等当該事業を確実に遂行するに当たり適切かつ有効なものであること。</p> <p>また、企業立地計画の承認前に取得した、又は製作若しくは建設を開始した機械及び装置並びに建物及びその附属設備が設備投資計画の対象となっていないこと。</p> <p>なお、事業者が法第19条の課税の特例の利用を希望する場合は、導入する設備が新製品・新商品の開発又は製造のための設備であること、又は当該特定事業者の従来の設備と比べて生産性が向上する設備であることが具体的に記載されていること。</p> <p>企業立地計画に記載された設備が、課税の特例の対象となるためには以下の要件を満たす必要がある。</p> <p>(法第19条第1号に基づき施行令第3条第1項に掲げる業種の場合)</p> <p>① 機械装置については、1台又は1基の取得価格が1千万円以上、かつ、対象設備の取得等に要する総投資額が3億円以上であること。</p> <p>② 建物等については、取得価格の合計が5億円以上であること。</p> <p>③ (略)</p> <p>(法第19条第2号に基づき施行令第3条第2項に掲げる業種の場合)</p> <p>① 機械装置については、1台又は1基の取得価格が5百万円以上、かつ、対象設備の取得等に要する総投資額が4千万円以上であること。</p> <p>② 建物等については、取得価格の合計が</p>	<p>1. 法第14条第3項の規定に基づく承認基準 (1) (略)</p> <p>(2) 企業立地計画の設備投資計画は、導入するそれぞれの設備の内容が企業立地を行おうとする事業にとって不十分なものではなく、かつ、適正な価格となっている等当該事業を確実に遂行するに当たり適切かつ有効なものであること。</p> <p>また、企業立地計画の承認前に取得した、又は製作若しくは建設を開始した機械及び装置並びに建物及びその附属設備が設備投資計画の対象となっていないこと。</p> <p>なお、事業者が法第19条の課税の特例の利用を希望する場合は、導入する設備が新製品・新商品の開発又は製造のための設備であること、又は当該特定事業者の従来の設備と比べて生産性が向上する設備であることが具体的に記載されていること。</p> <p>企業立地計画に記載された設備が、課税の特例の対象となるためには以下の要件を満たす必要がある。</p> <p>(法第19条第1号に基づき施行令第3条第1項に掲げる業種の場合)</p> <p>① 機械装置については、1台又は1基の取得価格が1千万円以上、かつ、対象設備の取得等に要する総投資額が3億円以上であること</p> <p>② 建物等については、取得価格の合計が5億円以上であること</p> <p>③ (略)</p> <p>(法第19条第2号に基づき施行令第3条第2項に掲げる業種の場合)</p> <p>① 機械装置については、1台又は1基の取得価格が5百万円以上、かつ、対象設備の取得等に要する総投資額が4千万円以上であること</p> <p>② 建物等については、取得価格の合計が</p>
---	--

<p>5千万円以上であること。</p> <p>③ (略)</p> <p>なお、「新製品・新商品」、「生産性の向上」の定義は以下のとおり。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第6～第10 (略)</p>	<p>5千万円以上であること</p> <p>③ (略)</p> <p>なお、「新製品・新商品」、「生産性の向上」の定義は以下のとおり。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第6～第10 (略)</p>
--	---